
立岡自然公園の桜（宇土市）


御輿来海岸（宇土市）


世界文化遺産・三角西港（宇城市）


永尾剱神社（宇城市）

今、私たちにできる支援を

熊本地震
復興応援定期積金


八代城跡・舟巡り（八代市）


日奈久温泉なまこ壁（八代市）

©熊本県観光連盟

「熊本地震復興応援定期積金」商品概要

ご利用いただける方	個人・法人のお客様		
お取扱期間	2026年11月2日（月）～2027年3月31日（水）		
適用金利	年1.00％	掛込期間	3年
掛込金額	毎月2万円以上（1万円単位）		
募集総額	15億円 当金庫が販売する「熊本地震復興応援定期積金」の募集総額の0.25%にあたる金額を信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫から寄附させていただきます。		
その他	・ご契約者には、寄附金のご負担はありません。 ・募集総額とは、当金庫が販売する定期積金の掛金総額（給付補填金は含みません。）の合計です。		

今日も 楽しい おつきあい
淡路信用金庫

被災地の状況について

熊本県は、雄大な自然や郷土の味、豊かな歴史文化に恵まれた、自然・食・伝統が調和する魅力あふれる地域です。
しかし、2026年７月に発生した熊本地震により、各地で甚大な被害が発生しました。2016年に発生した熊本地震の復興途上にあった中で、再び大きな困難に直面することとなりました。
被災地では今も、日々の暮らしの再建に向けた支援が必要とされています。

令和８年熊本地震

◆発生日
2026年7月28日

◆最大震度
震度７

◆震源地
熊本県熊本地方

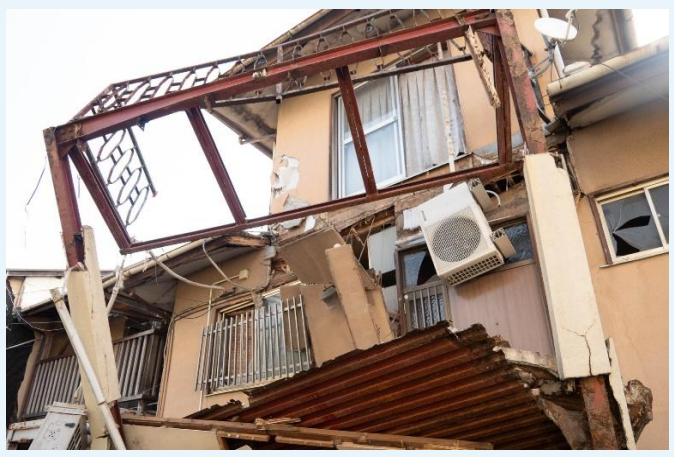
◆災害区分
特定非常災害

被害状況













被災地の復旧・復興には、皆様のお力添えが必要です。
皆様のあたたかなご支援をお待ちしております。

今日も楽しいおつきあい
淡路信用金庫
URL https://www.shinkin.co.jp/awaji

支店名：

担　当：

2026年11月2日現在

熊本地震復興応援積金商品説明書

令和８年 11 月２日現在

1.商　品　名	熊本地震復興応援積金
2.お取扱期間	令和８年 11 月２日（月）～令和９年３月 31 日（水） ただし今後の金融情勢の変化等により、商品内容の変更やお取扱いを中止させていただくことがございます。
3.ご利用いただける方	・個人のお客さま（個人事業主の方を含みます） ・法人のお客さま ※1 人 1 口座の契約に限らせていただきます。
4.募集金額	契約額 15 億円
5.ご契約期間	３年
6.お積立金額	毎月２万円以上（1 万円単位）定額
7.お預入利率 (1)給付契約金、給付補てん金の支払い方法 (2)計算方法	年利　1.00%固定金利 (1)給付契約金、給付補てん金は満期日以降に一括して支払います。 (2)給付補てん金は付利単位を 1 円とし、契約期間における掛金残高積数に約定年利回りを乗じて計算します。
8.税　金	・平成 25 年１月１日から令和 19 年 12 月 31 日までにお支払いするお利息には、「復興特別所得税」0.315%が付加されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 ・マル優は利用できません
9.中途解約時のお取扱い	・約定どおり掛込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。 (1)定期積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以降の場合は解約日の前日）までの期間について、次の(3)の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 (2)当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、次の(3)利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 (3)上記(1)(2)の計算に適用する利率は次のとおりとします（小数点第３位以下は切捨て） A:初回払込日から(1)の場合は満期日、(2)の場合は解約日までの期間が、1 年未満のもの　約定年利回り　×　30% または解約日における普通預金利率のいずれか低い方の利率とします。 B:初回払込日から(1)の場合は満期日、(2)の場合は解約日までの期間が１年以上のもの　約定年利回り　×　60% または解約日における普通預金利率のいずれか低い方の利率とします。 (4)この計算の単位は１円とします。

淡路信用金庫

10. 金利情報の入手方法	・継続後の金利につきましては、店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へお問い合わせください。 ・店頭表示金利の情報は、当金庫ホームページにも掲示しております。
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9 時～17 時、電話：0120－22－1020）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227）及び東京弁護士会（電話：03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588）、第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、当金庫お客様相談室または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03－3517－5825）にお申し出ください。 また、お客様から上記の兵庫県弁護士会や東京三弁護士に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、兵庫県弁護士会、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは、全国しんきん相談所にお問い合わせください。
12. そ　の　他	・預入が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1 年を 365 日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・この預金は、預金保険制度の対象となります。 ・この預金は、店頭窓口でのお預け入れのみとなります。 ・満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・この預金のその他詳細については店頭窓口へお問い合わせください。